

福島市児童福祉施設入所に要する費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

福島市長 馬場雄基

福島市規則第 17 号

福島市児童福祉施設入所に要する費用徴収規則の一部を改正する規則

福島市児童福祉施設入所に要する費用徴収規則（昭和40年規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前						
<p>(負担金等の徴収額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p><u>7 認定こども園条例第2条に規定する認定こども園において乳児等通園支援事業を利用する児童に係る負担金徴収金については、別表第5に定める額とする。</u></p> <p><u>8 母子生活支援施設及び助産施設の負担金徴収金は、別表第6のとおりとする。</u></p> <p><u>別表第5 (第2条関係)</u></p> <p><u>乳児等通園支援事業利用料</u></p> <table border="1"><thead><tr><th>利用時間区分</th><th>負担金徴収額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1時間以内の利用</td><td>300円</td></tr><tr><td>1時間を超える利用</td><td>30分につき150円</td></tr></tbody></table> <p><u>別表第6 (第2条関係)</u></p>	利用時間区分	負担金徴収額	1時間以内の利用	300円	1時間を超える利用	30分につき150円	<p>(負担金等の徴収額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p><u>7 母子生活支援施設及び助産施設の負担金徴収金は、別表第5のとおりとする。</u></p> <p><u>別表第5 (第2条関係)</u></p>
利用時間区分	負担金徴収額						
1時間以内の利用	300円						
1時間を超える利用	30分につき150円						

児童入所施設負担金徴収額表（扶養義務者用）

（略）

児童入所施設負担金徴収額表（扶養義務者用）

（略）

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。